

私学共済からのお知らせ

Vol. 2 令和6年2月19日

特に甚大な被害のあった地域の皆様に向けた、災害見舞金等の早期支払などの特例的な対応についてお知らせいたします。

I 災害見舞金等の「早期支払」と「申出による加入者個人の方への送金」を実施します

災害見舞金・災害見舞金付加金・災害見舞品（災害見舞品に代えて3万円）を早期に支払う処理を行います。

(1) 必要な書類

- ① 災害見舞金・災害見舞金付加金請求書（災害見舞品はこの手続きで併せて支給します）
【HP「令和6年能登半島地震への対応」からダウンロードできます。学校法人等の証明が必要です】
- ② 災害状況明細書【HPからダウンロードできます。学校法人等の証明が必要です】
- ③ 市区町村長又は消防署長の「り災証明書」

※この他にも書類が必要となる場合があります。

(2) 給付金等の送金（加入者ご本人様への送金希望にも応じます）

給付金等については、学校法人等の給付金等の受取口座への送金を原則としますが、給付金等を一刻も早く加入者の皆様のお手元に届けるため、**特例として、加入者ご本人様の銀行等口座への送金希望にも応じることとします。**希望される場合は、**上の枠内の書類に加えて、下記の書類の提出が必要**となります。

- ・ 本人直接払い申出書【HPからダウンロードできます】
- ・ 加入者ご本人様の銀行等口座であることが確認できる書類等のコピー
（預金通帳、キャッシュカードなどで店番・口座等が確認できるもの。ゆうちょ口座への送金を希望する場合は、記号・番号が確認できる書類等のコピー）

II 災害貸付・特例住宅貸付の申込締め切り日を弾力的に扱います

通常、加入者貸付の申込締め切り日は2日送金にあつては前月の15日、22日送金にあつては前月の月末としていますが、このたびの被災による災害貸付・特例住宅貸付については、この申込締め切り日を弾力的に取り扱い、出来るだけ早期に送金できるよう取り扱います【令和6年4月23日受付分まで】。

詳しくは、福祉部貯金・貸付課にお問い合わせください。

『私学共済からのお知らせ Vol. 1』に災害見舞金等の概要を掲載しています。

合わせてご覧ください。

https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/news/saigai/ното/aidf24000000pzic-att/k_saigai_noto_leaflet_kanyu_2024.pdf



私学共済からのお知らせ Vol. 1

この他にも令和6年能登半島地震により被災された皆様への私学共済制度の取扱いを、私学共済ホームページ（<https://www.pmac.shigaku.go.jp>）に掲載しています。トップページの「令和6年能登半島地震への対応（共済業務）」からお入りいただくか、「私学共済 能登半島地震」で検索してください。



私学共済ホームページ（トップ）

記載事項の詳細等に係るお問い合わせ先

◇日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

TEL 03-3813-5321（代表）

◇名古屋ガーデンパレス共済業務課

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-11-13

TEL 052-957-1388